

議案第 48 号

淡路市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

淡路市認可地縁団体印鑑条例（平成 17 年淡路市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１） 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （２） 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （３） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（登録資格） 第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者（以下「代表者等」という。）は、認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる。 （１） 認可地縁団体の代表者 （２） 地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）<u>第 18 条の 3 第 1 項第 6 号</u>に規定する職務代行者 （３）～（５）（略） （印鑑の登録） 第 4 条 市長は、前条の申請があったときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、	（登録資格） 第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者（以下「代表者等」という。）は、認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる。 （１） 認可地縁団体の代表者 （２） 地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）<u>第 19 条第 1 項第 1 号</u>に規定する職務代行者 （３）～（５）（略） （印鑑の登録） 第 4 条 市長は、前条の申請があったときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、

当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則<u>第18条の3第1項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録票の記載事項及び印影と照合するほか、当該登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票（以下「印鑑登録原票」という。）を作成して認可地縁団体の登録をするものとする。 2～4 （略） （登録事項の修正） 第8条 市長は、法第260条の2第11項又は地方自治法施行規則<u>第18条の3第7項</u>の規定による届出により、印鑑登録原票の登録事項に変更（認可地縁団体印鑑の登録の抹消に係るものを除く。）があったときは、当該変更に係る事項につき、職権で印鑑登録原票の登録事項を修正するものとする。	当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則<u>第21条第2項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録票の記載事項及び印影と照合するほか、当該登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票（以下「印鑑登録原票」という。）を作成して認可地縁団体の登録をするものとする。 2～4 （略） （登録事項の修正） 第8条 市長は、法第260条の2第11項の規定による届出により、印鑑登録原票の登録事項に変更（認可地縁団体印鑑の登録の抹消に係るものを除く。）があったときは、当該変更に係る事項につき、職権で印鑑登録原票の登録事項を修正するものとする。
---	--

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第 49 号

淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年淡路市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１） 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （２） 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （３） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
区分		報酬の額	区分		報酬の額
教育委員会委員		月額 35,000円	教育委員会委員		月額 35,000円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
いじめ問題 検証委員会	委員長	<u>月額 88,000 円を</u>	いじめ問題 検証委員会	委員長	<u>月額 12,000円</u>
	委員	<u>超えない範囲内</u> <u>で任命権者が市長と協議して定める額</u>		委員	<u>月額 10,000円</u>
いじめ問題 調査委員会	委員長	<u>月額 88,000 円を</u>	いじめ問題 調査委員会	委員長	<u>月額 12,000円</u>
	委員	<u>超えない範囲内</u>		委員	<u>月額 10,000円</u>

		<u>で任命権者が市長と協議して定める額</u>			<u>ただし、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う場合は、日額88,000円を超えない範囲内で任命権者が市長と協議して定める額</u>
(略)		(略)	(略)		(略)
認定こども園薬剤師		年額 36,100円	認定こども園薬剤師		年額 36,100円

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 50 号

淡路市税条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市税条例の一部を改正する条例

淡路市税条例（平成 17 年淡路市条例第 91 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１） 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （２） 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （３） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（寄附金税額控除） 第 34 条の 7 （略） 2 前項の特例控除額は、法第 314 条の 7 第 11 項（<u>法附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 （市民税の申告） 第 36 条の 2 第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等	（寄附金税額控除） 第 34 条の 7 （略） 2 前項の特例控除額は、法第 314 条の 7 第 11 項（<u>法附則第 5 条の 6 第 2 項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 （市民税の申告） 第 36 条の 2 第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等

支払報告書を提出する義務がある者から 1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった	支払報告書を提出する義務がある者から 1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第
--	---

者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。 2～9 (略) (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを<u>除く。次条第1項第2号において同じ。)</u>(合計所得金額が133万円以下であるものに限る。)の氏名 (3)・(4) (略) 2～4 (略) 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規	24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。 2～9 (略) (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを<u>除き、</u>合計所得金額が133万円以下であるものに限る。<u>次条第1項において同じ。</u>)の氏名 (3)・(4) (略) 2～4 (略) 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規
--	--

定による申告書の提出の際に經由すべき 給与支払者が令第48条の9の7の2に おいて準用する令第8条の2の2に規定 する要件を満たす場合には、施行規則で 定めるところにより、当該申告書の提出 に代えて、当該給与支払者に対し、当該 申告書に記載すべき事項を電磁的方法 （電子情報処理組織を使用する方法その 他の情報通信の技術を利用する方法であ って施行規則で定めるものをいう。<u>次条 第5項及び第53条の9第3項において 同じ。</u>）により提供することができる。 6 （略） （個人の市民税に係る公的年金等受給者 の扶養親族等申告書） 第36条の3の3 <u>次に掲げる者（以下こ の条において「公的年金等受給者」とい う。）は、公的年金等支払者（所得税法 第203条の6第1項に規定する申告書 の提出の際に經由すべき同項に規定する 公的年金等（以下この項において「公的 年金等」という。）の支払者をいう。以 下この条において同じ。）から毎年最初 に公的年金等の支払を受ける日の前日ま でに、施行規則で定めるところにより、 次項各号に掲げる事項を記載した申告書 を、当該公的年金等支払者を經由して、 市長に提出しなければならない。</u> <u>（1） 所得税法第203条の6第1項の 規定により同項に規定する申告書を提 出しなければならない者</u> <u>（2） 法の施行地において公的年金等 （所得税法第203条の7の規定の適 用を受けるものを除く。）の支払を受 ける第23条第1項第1号に掲げる者 であって、特定配偶者（所得割の納税</u>	定による申告書の提出の際に經由すべき 給与支払者が令第48条の9の7の2に おいて準用する令第8条の2の2に規定 する要件を満たす場合には、施行規則で 定めるところにより、当該申告書の提出 に代えて、当該給与支払者に対し、当該 申告書に記載すべき事項を電磁的方法 （電子情報処理組織を使用する方法その 他の情報通信の技術を利用する方法であ って施行規則で定めるものをいう。<u>次条 第4項及び第53条の9第3項において 同じ。</u>）により提供することができる。 6 （略） （個人の市民税に係る公的年金等受給者 の扶養親族等申告書） 第36条の3の3 <u>所得税法第203条の 6第1項の規定により同項に規定する申 告書を提出しなければならない者又は法 の施行地において同項に規定する公的年 金等（所得税法第203条の7の規定の 適用を受けるものを除く。以下この項に おいて「公的年金等」という。）の支払 を受ける者であって、特定配偶者（所得 割の納税義務者（合計所得金額が900 万円以下であるものに限る。）の自己と 生計を一にする配偶者（退職手当等（第 53条の2に規定する退職手当等に限 る。以下この項において同じ。）に係る 所得を有する者であって、合計所得金額 が95万円以下であるものに限る。）を いう。第2号において同じ。）又は扶養 親族（年齢16歳未満の者又は控除対象 扶養親族であって退職手当等に係る所得 を有する者に限る。）若しくは特定親族 （退職手当等に係る所得を有する者であ って、合計所得金額が85万円以下であ</u>
--	---

<u>義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第３号において同じ。）（退職手当等（第５３条の２に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者</u> <u>（３） 法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第２３条第１項第１号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第４８条の９の７の３に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者</u> <u>２ 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</u> <u>（１） 公的年金等支払者の名称</u> <u>（２） 公的年金等受給者が、法第３１４条の２第１項第６号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場</u>	<u>るものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第２０３条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u> <u>（１） 当該公的年金等支払者の名称</u> <u>（２） 特定配偶者の氏名</u> <u>（３） 扶養親族又は特定親族の氏名</u> <u>（４） 前３号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項</u> （新設）
--	---

<u>合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</u> <u>(3) 特定配偶者の氏名</u> <u>(4) 扶養親族又は特定親族の氏名</u> <u>(5) その他施行規則で定める事項</u> <u>3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。</u> <u>4 (略)</u> <u>5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u> <u>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載</u>	<u>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</u> <u>3 (略)</u> <u>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u> <u>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載</u>
---	--

すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (固定資産税の免税点) 第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては30万円、償却資産にあつては<u>180万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。 附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度<u>以後</u>の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第7条の3 平成22年度から<u>令和25年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限	すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (固定資産税の免税点) 第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、<u>家屋にあつては20万円</u>、償却資産にあつては<u>150万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。 附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度<u>から令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第7条の3 平成22年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限
--	--

り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から<u>令和12年</u>までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 （略） （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、<u>附則第19条の2第1項、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法<u>附則第5条の6第3項又は第4項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。	り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から<u>令和7年</u>までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 （略） （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、<u>附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法<u>附則第5条の6第2項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。
---	---

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項（<u>法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 （略） 2 （略） 3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 4 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 6 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 7 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村	第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 （略） 2 （略） 3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 4 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 6 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 7 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村
--	---

の条例で定める割合は、<u>5分の3</u>とする。 8 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 9 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 10～16 (略) (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 (略) 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 (略) 4 <u>第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の</u>	の条例で定める割合は、<u>7分の6</u>とする。 8 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。 9 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。 10～16 (略) (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 (略) 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 (略) (新設)
--	--

<u>2 第 2 項第 1 3 号から第 1 5 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和 3 3 年法律第 3 0 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成 1 5 年法律第 7 7 号）第 5 6 条第 1 項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項又は第 2 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u> （上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第 1 9 条の 2 （略） <u>（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）</u> <u>第 1 9 条の 3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 3 8 条の 2 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第 3 3 条第 1 項及び第 2 項並びに第 3 4 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 1 8 条の 6 の 4 で定めるところにより計算した金額（以下この項におい</u>	（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第 1 9 条の 2 （略） （新設）
--	---

て「<u>特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額</u>」という。）に対し、<u>特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第３４条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の１００分の３に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</u> <u>２ 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u> <u>（１） 第３４条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u> <u>（２） 第３４条の６から第３４条の８まで、第３４条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項の規定の適用については、第３４条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項前段、第３４条の８、第３４条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u> <u>（３） 第３５条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附</u>	(新設)
---	-------------

<u>則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u> <u>(4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>	
---	--

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 6 3 条の改正規定及び附則第 3 条第 1 項の規定 令和 9 年 4 月 1 日

(2) 第 3 4 条の 7 第 2 項の改正規定並びに附則第 7 条の 4 の改正規定（「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める部分に限る。）、附則第 9 条の 2 の改正規定及び附則第 1 7 条の 2 の改正規定並びに次条第 4 項の規定 令和 10 年 1 月 1 日

(3) 附則第 7 条の 4 の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 1 9 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに次条第 3 項及び第 5 項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 6 4 号）の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の淡路市税条例（以下「新条例」という。）第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、前条本文の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の淡路市税条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 7 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、市民税の所得割の納税義務

者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第3号に掲げる規定による改正後の淡路市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「3号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例附則第19条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 5 1 号

淡路市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
を改正する条例制定の件

淡路市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
を改正する条例

淡路市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 1 7 年淡路市条例第 2 1 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１） 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （２） 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （３） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（定員） 第 2 条 団員の定員は、 <u>1, 5 5 6 人</u> とする。	（定員） 第 2 条 団員の定員は、 <u>1, 7 4 5 人</u> とする。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 2 号

淡路市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
制定の件

淡路市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

淡路市立保育所の設置及び管理に関する条例（平成 1 7 年淡路市条例第 1 0 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１） 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （２） 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （３） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(名称、定員及び位置)			(名称、定員及び位置)		
第 2 条 前条に規定する保育所の名称、定員及び位置は、次のとおりとする。			第 2 条 前条に規定する保育所の名称、定員及び位置は、次のとおりとする。		
名称	定員	位置	名称	定員	位置
淡路市立塩田保育園	90人	淡路市下司 1 1 7 7 番地 1	淡路市立塩田保育園	90人	淡路市下司 1 1 7 7 番地 1
淡路市立中田保育園	90人	淡路市中田 4 4 5 番地	淡路市立中田保育園	90人	淡路市中田 4 4 5 番地
淡路市立大町保育園	80人	淡路市大町上 4 3 7 番地	淡路市立大町保育園	80人	淡路市大町上 4 3 7 番地
			<u>淡路市立多賀保育所</u>	<u>60人</u>	<u>淡路市下河合 5 0 番地</u>

淡路市立浦 保育所	120人	淡路市浦632番 地	淡路市立浦 保育所	120人	淡路市浦632番 地
淡路市立仮 屋保育所	140人	淡路市久留麻19 82番地3	淡路市立仮 屋保育所	140人	淡路市久留麻19 82番地3
			<u>淡路市立釜 口保育所</u>	<u>45人</u>	<u>淡路市釜口130 3番地</u>

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

議案第 53 号

淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び淡路市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び淡路市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び淡路市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年淡路市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第 13 条 家庭的保育事業者等は、法第 3</u> <u>4 条の 16 第 4 項において準用する法第</u> <u>21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づ</u> <u>き、児童対象性暴力等（学校設置者等及</u> <u>び民間教育保育等事業者による児童対象</u> <u>性暴力等の防止等のための措置に関する</u>	<u>第 13 条 削除</u>

<u>法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>	
--	--

（淡路市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第 2 条 淡路市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和 7 年淡路市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１） 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （２） 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （３） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（虐待等の禁止） 第 1 3 条 （略） <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第 1 3 条の 2 乳幼児等通園支援事業者は、</u> <u>法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2</u>	（虐待等の禁止） 第 1 3 条 （略） （新設）

<u>条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>	
--	--

附 則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。

議案第 5 4 号

淡路市特定奨学等基金条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市特定奨学等基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市特定奨学等基金条例の一部を改正する条例

淡路市特定奨学等基金条例（平成 2 1 年淡路市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１） 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （２） 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （３） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
年度	基金の内訳	寄附金の額	年度	基金の内訳	寄附金の額
昭和 36	新阜万吉奨学 資金	57,261円	昭和 36	新阜万吉奨学 資金	57,261円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
13	岡田隆春奨学 資金	300,000円	13	岡田隆春奨学 資金	300,000円
<u>令和 8</u>	<u>すずのね・学 びの 灯 奨学 資金</u>	<u>5,000,000円</u>	(新設)		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 55 号

淡路市淡路ワールドパーク ONOKORO の設置及び管理に関する
条例を廃止する条例制定の件

淡路市淡路ワールドパーク ONOKORO の設置及び管理に関する条例を廃止
する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市淡路ワールドパーク ONOKORO の設置及び管理に関する
条例を廃止する条例

淡路市淡路ワールドパーク ONOKORO の設置及び管理に関する条例（平成 2
4 年淡路市条例第 4 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 12 月 1 日から施行する。